

第2次 藤里町子ども読書活動推進計画

平成30年3月
藤里町教育委員会

1. はじめに

藤里町では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成25年3月に「第1次藤里町子ども読書活動推進計画」を策定し、5年間にわたり子どもたちの読書活動の推進に努めてきました。

振り返ってみますと、人生において、初めて本と出会ったのは、幼少時代にスキンシップをとりながら、お母さんやお婆さんの膝の上で絵本の読み聞かせや、夜、寝つくまでの間、お話を聞いたりする楽しい時間がそうであったと同時に、情操教育の始まりでもあったような気がします。

今も、そのように子供と接している保護者の方もいらっしゃいますが、時代の移り変わりの中で、核家族化が進み、仕事と家事の両立でお忙しい中、子どもに、インターネットの動画やビデオを与えているご家庭も多くなってきているようです。高度情報化といわれる現在ですが、人間関係の大切さが問われ、昨今の、保育園・幼稚園教育の中で、本を通じた子どもとのコミュニケーションや、本とのふれあいの大切さが改めて重要視されてきております。その後、小学校への入学を機に、国語教育があることから、子どもたちも読書をする習慣が身に着いてくるようです。

読書による国語力を身につけることが、あらゆる教科学習の基礎になりますし、さまざまな情報に触れ、情報量の多い人が適切な判断を行い、間違いが少ないといわれておりますことは、東日本大震災の教訓からも言えることですが、「知識は身を守る」事につながり子どもたちにとって「生きる力」になっていくだろうと強く思います。

そんな中、藤里小学校では、13時35分から13時55分までの20分間、「昼読書」の時間を設けております。藤里中学校ではFタイムとして、サマータイムには8時5分から8時20分まで、冬季日課には15時30分から15時45分までの読書時間を設けております。その成果は顕著に現れ、自分の考えを自分の言葉で伝える児童・生徒へと結び付けて教育効果を上げてきているように思われます。

今回、第2次藤里町子ども読書活動推進計画を策定するにあたり、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第三次)」ならびに「第2次秋田県読書活動推進基本計画」の内容を踏まえた上で、第1次計画の基本的な方針を継承しつつも、新たに学校・家庭・地域が連携して子どもたちの読書活動を支えていくという部分を特に重視しました。

当町の子どもたちが本に親しみ、読書を楽しむことができる豊かな読書環境を実現できるよう、本計画に基づいて地域全体で取り組んでまいります。

2. 基本計画

子どもが自主的な読書活動を習慣づけるには、乳幼児期から保護者とともに読書に親しむことが重要です。そのため第2次計画では、家庭、地域、学校等が連携しながら、子どもが読書を楽しむ体験ができる機会を積極的につくることを目指しています。

子どもの成長に応じて、それぞれの年代で読書に親しめるよう、家庭・地域・学校の3者それぞれが目指す目標と具体的な取組をかかげ、子どもの読書活動に必要な環境整備に努めます。

本計画の取組み期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間です。

第2次藤里町子ども読書活動推進計画における5年後の到達目標

- 「本を読むのが好きだ」「読書習慣がある」と答える子供の割合が80%以上
- 週3時間以上（1日30分以上）読書している子供の割合が70%以上

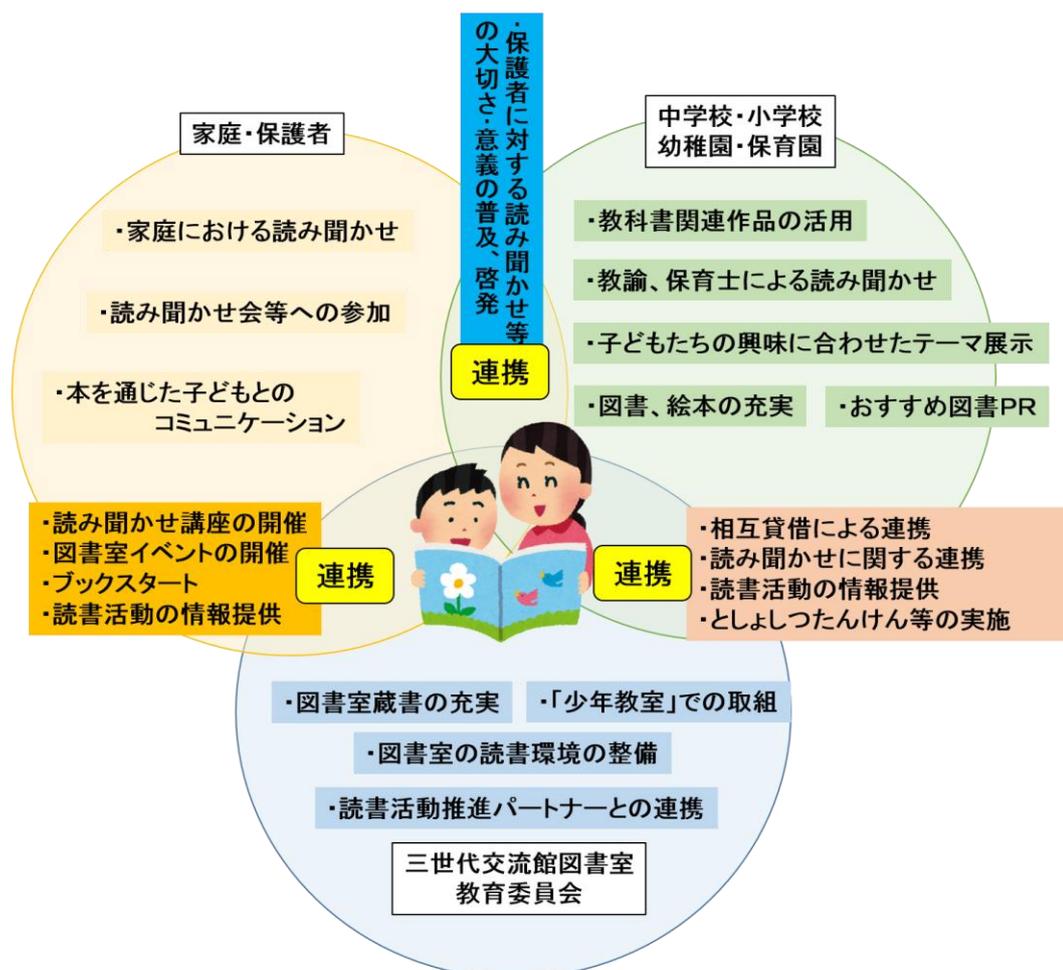


図1 第2次藤里町子ども読書活動推進計画イメージ図

3. 目標と具体的取組

(1) 家庭における読書活動の推進

① 家庭における読書活動推進の目標

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、家庭においても、保護者が配慮・率先して子どもの読書活動の機会をつくり、読書の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要です。

子どもたちの読書活動推進のため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しんでいくことを目指します。

② 具体的な取組

ア 積極的な読書活動のきっかけ作り

家庭においては、読み聞かせを行ったり、子どもと一緒に本を読んだり、また、町などが主催する読み聞かせ会などに出向いてみたりするなどして、積極的に子どもが読書に親しむきっかけを作ります。

また、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけていきます。

【具体的事業】

- 保護者向けの読み聞かせ講座の開催
- 家庭での読書に関する情報提供機会の充実
- 定期的な読み聞かせ会の開催

(2) 学校・幼稚園・保育園における読書活動の推進

① 学校における子どもの読書活動の推進

ア 学校における子どもの読書活動推進の目標

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するために、学校においては、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を積極的に行っていきます。

イ 具体的な取組

(ア) 様々な機会を通じた、子どもたちが本を手にするきっかけ作り

国語の教科書で取り上げられた作品の関連図書を学級に配置したり、子どもたち自身の手による「おすすめ図書」をPRしたりすることで、子どもたちが本に関心を持ち、本を手にするきっかけを作ります。

本が好きな子どもはもちろん、本を読むことに関心が薄い子どもも、思わず本を手に取りたくなるような取組を積極的に行っていきます。

【具体的事業】

- 教科書に掲載された作品の関連作品を学級文庫として配置
- 子どもたちによる「おすすめ図書」をPRする機会を準備
- 子どもたちの関心・興味にあわせたテーマ展示の実施

(イ) 学校図書室の図書の充実

学校は、子どもたちの生活の中心となる場所であり、学校図書室の蔵書を充実させ、環境を整備することによって、子どもたちが図書室に積極的に足を運びたくなる、本を読みたくなる土壌を作ります。

また、図書室の図書を充実させることにより、朝読書などの学校における読書の時間の充実にもつなげます。

【具体的事業】

- 学校図書室の図書の充実および、学校における読書時間の充実

(ウ) 三世代交流館図書室と連携した、読書活動の支援

学校で購入できる図書のほかに、三世代交流館図書室等、学校外の機関とも連携しながら、子どもたちが幅広い分野の本を手にとれる環境を作ります。

学校で購入しておいたほうが良い本、相互貸借で対応すべき本を吟味し、子どもたちが読みたい本を、読みたいときに読める環境を整えます。

また、現在行っている図書室職員による読み聞かせも継続して行い、子どもたちが本を身近に感じられるような取組を充実させます。

【具体的事業】

- 三世代交流館との連携による相互貸借・読み聞かせ等の実施

② 幼稚園・保育園における子どもの読書活動の推進

ア 幼稚園・保育園における子どもの読書活動推進の目標

乳幼児期に、読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園・保育園では、子どもが絵本や物語に親しむ活動を積極的に行っていきます。

また、子どもが絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れる

ことができるような場所の確保に努めるとともに、保護者や教育委員会等と連携・協力して、図書の充実を図るよう促していきます。

イ 具体的な取組

(ア) 乳幼児が絵本や図書室に興味をもつきっかけ作り

幼稚園・保育園においては、教諭・保育士らによる普段の読み聞かせ等、様々な機会を通じて子どもたちが絵本や図書室に興味をもてるよう努めます。

【具体的事業】

○教諭・保育士による読み聞かせの実施

(イ) 三世代交流館図書室との連携

幼稚園・保育園においては、これまで以上の図書の充実を図ることはもちろん、三世代交流館図書室とも連携して、子どもの発達の段階にあわせた図書を用意するなどして、未就学児が読書の楽しさを知ることができるよう努めます。

【具体的事業】

○三世代交流館図書室とも連携した、発達の段階にあわせた図書の選定

○年長児「としょしつたんけん」などを通じた読書のきっかけ作り

(3) 三世代交流館図書室及び教育委員会における読書活動推進

① 三世代交流館図書室及び教育委員会における読書活動推進の目標

子どもにとって、図書室は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることができる場所でもあり、地域における子どもの読書活動を推進する上で、重要な役割を果たしています。

子どもたちの読書活動推進のため、図書室及び教育委員会においては、蔵書の充実や読みきかせ会の開催、また、ブックスタート事業や家庭向け読み聞かせ講座の開催などを通して、子どもたちの読書活動を支援する体制を充実させていきます。

② 具体的な取組

ア 図書の充実及び、子どもが読書しやすい環境の整備

子どもたちが豊かな読書体験をすることができるよう、乳幼児向けの絵本や、中高生向けのティーンズ図書など、子どもたちが発達の段階に応じて様々な本を手にとれるよう、蔵書の充実を図ります。

また安心して読書ができるよう、図書室および親子の絵本ルームの環境を整備します。

【具体的事業】

- 図書資料の充実
- 図書室環境の整備

イ ブックスタート・フォローアップ事業の実施

乳幼児健診の際、乳幼児とその保護者を対象として、絵本を通して親子でコミュニケーションを図ることの重要性を説明するとともに、絵本を手渡す「ブックスタート」事業及びフォローアップ事業を今後も継続して行い、家庭での読書活動のきっかけを作ります。

【具体的事業】

- ブックスタート事業の実施

ウ 読み聞かせ会等の実施

定期的読み聞かせ会等のイベントを開催し、子どもたちが図書室に足を運ぶ、また、本を身近に感じるきっかけを作ります。

また、学校や幼稚園・保育園に対しても、定期的に職員を派遣して読み聞かせを行い、子ども発達段階にあわせて、本の楽しさを知ることができるよう努めます。

【具体的事業】

- 読み聞かせ会等の図書室イベントの実施
- 各学校・幼稚園・保育園での読み聞かせの実施

エ 「少年教室」における読書関係コースの開設

夏休み中の小学校3年生から中学校3年生までを対象として開催している公民館事業「少年教室」の中に、読書に関係したコースを開設して、子どもたちが本を読むことの楽しさに触れるきっかけを作ります。また、特に本が好きな子どもたちに対しては、より発展的な取組に挑戦できるような事業を運営します。

【具体的事業】

- 少年教室「読書関係コース（仮）」の開設・運営

オ 子育てに関わる人を対象とした啓発及び情報提供

「ばんぶ〜広場」や、公民館講座などの機会を利用して、子育てをしている保護者向けに読み聞かせ講座を開設し、具体的な読み聞かせの方法や、子どもの成長における読書の大切さを伝え、親子で読書に親しむ機会の拡大を図ります。

また、読書活動に関する情報提供を、町広報やホームページ、SNS等を通じて随時行っていきます。

【具体的事業】

- 保護者向け読み聞かせ講座の定期的な開催
- ホームページ等を通じた情報提供

カ 読書活動推進パートナーとの連携

「読書活動推進パートナー」として協力いただいている町内の事業所やコミュニティ・スペースに図書室の図書を配本し、施設を訪れた子どもが、気軽に本を手にとれる環境を整備します。

町全体で、様々な場所で本を手にとれるような環境を作ることで、子どもたちが本を身近に感じられるよう努めます。

【具体的事業】

- 読書活動推進パートナーと連携した読書活動の推進

4. 参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る

ため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。
（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

秋田県民の読書活動の推進に関する条例

(平成二十二年三月三十日秋田県条例第二十五号)

(目的)

第一条 この条例は、県民の読書活動の推進に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県民の読書活動の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民一人ひとりの心豊かな生活と活力ある社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 読書活動は、県民が人生を豊かに生きる上で大切なものであり、文化的で豊かな社会の構築に寄与するものであることにかんがみ、すべての県民が読書活動を容易に行うことができるよう、そのための環境の整備が積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、県民の読書活動の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民読書活動推進基本計画)

第四条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民の読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 県は、毎年、基本計画により実施した施策を議会に報告するものとする。

3 県は、必要があると認めるときは、基本計画を変更するものとする。

(財政上の措置等)

第五条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(関係機関等との連携)

第六条 県は、県民の読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、市町村が設置する学校又は図書館その他の関係機関及び民間団体との連携に努めるものとする。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。